災害に関する町税等の減免等について

この度の豪雨により被害を受けられた皆様には心よりお見舞い申し上げます。

町の税金等につきまして、被害の割合に応じて、猶予・減免等が受けられますので要件に該当する場合は、 8月30日(金)までお問い合わせください。

納税の猶予

○ 財産が災害を受けた場合で、一時に納税できないと認められるときに、納税者の申請により各税等の定められた期間内で、納税が猶予されることがあります。

町税等の減免等

○ 次の町税等について、それぞれの理由に該当する場合には、納税者の申請により、減額または免除されることがあります。

個人町民税

■災害により受けた住宅または家財の損害(保険金、 損害賠償金等により補てんされる金額を除く)の程 度が甚大であり、かつ、前年中の合計所得金額が 1,000万円以下で納付が著しく困難である場合。

※個人県民税についても町民税と同じ割合で減免と なります。

(減免割合)

| 損害の割合 | 合計所得金額 | 所得割額減免割合 |
|-------|---------|----------|
| 50%以上 | 500万円以下 | 1 0 0 % |
| | 750万円以下 | 5 0 % |
| | 750万円超 | 2 5 % |
| 30%以上 | 500万円以下 | 5 0 % |
| | 750万円以下 | 2 5 % |
| | 750万円超 | 12. 5 % |

固定資産税(都市計画税)

■家屋(償却資産も準ずる)

下壁、畳等に損傷を受け、**居住または使用目的を損じ**修理または取替えを要する場合等で家屋の**価格の20**%以上の価値を減じた場合、その程度に応じて減免になります。

※床下浸水、軽度の床上浸水は20% 以上とならないため対象になりません。

※既にり災証明書をお持ちのかたで、 2 被災内容に「半壊にいたらない」と 記載されているかたは対象になりません。

(減免割合)

| 損害の程度 | 減免割合 |
|--|---------|
| 全壊、流失、埋没等により家屋の原形をとどめない とき又は復旧不能のとき | 1 0 0 % |
| 主要構造部分が著しく損傷し、大修理を必要とする場合で、家屋の60%以上の価値を減じたとき | 80% |
| 屋根、内壁、外壁、建具等に損傷を受け居住又は使用目的を著しく損じた場合で家屋の40%以上60%未満の価値を減じたとき | 60% |
| 下壁、畳等に損傷を受け居住又は使用目的を損じ、 修理又は取替えを必要とする場合で20%以上40 %未満の価値を減じたとき | 4 0 % |

■土地(農地または宅地等)

農地または宅地等の20%以上の面 積が災害により、流失、水没、埋没、 若しくは崩壊等の被害を受け、作付 不能または使用不能となった場合、 その程度に応じて減免になります。

※冠水、多少の土砂流入は対象になりません。

(減免割合)

| 損害の程度 | 減免割合 |
|----------------------|---------|
| 被害面積が80%以上であるとき | 1 0 0 % |
| 被害面積が60%以上80%未満であるとき | 8 0 % |
| 被害面積が40%以上60%未満であるとき | 6 0 % |
| 被害面積が20%以上40%未満であるとき | 4 0 % |